

平成19年3月22日（木）

（午前11時00分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

## 日程第22 企業誘致対策調査特別委員会の報告

○議長（上田順康君）日程第22 企業誘致対策調査特別委員会の報告を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

企業誘致対策調査特別委員会委員長 7番 清水信弘君。

〔7番（清水信弘君）登壇〕

○7番（清水信弘君）委員長報告書。

企業誘致対策調査特別委員会は、昨年6月定例会において、付託事件を企業誘致に関する調査等についてとして設置されたものであります。

本委員会の任務は、企業立地による自立都市構想により税収の確保を進めるとともに、若者の定着を図っていくために企業誘致を積極的に進めたいとする木下市長の意向に応ずるとともに、議会の立場から調査、研究を行ってきたところであります。

本市は、昨年3月、合併を行い、1年が経過しました。合併時には、合併による効果に期待するとともに、行政運営の効率化をさらに進め、少子高齢化、環境問題、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に対応するため、新たな橋本市行政改革大綱、橋本市集中改革プランを策定し、改革に取り組んできたところであります。

また、社会経済情勢は、景気は緩やかに拡大を続けると見られておりますが、地方にお

いては依然として景気低迷の域を脱していない状況にあります。

そうしたことから、当局は、企業誘致を特命事項として商工支援室を設置し、県とも連携を密にしながら積極的に誘致活動を展開している。

具体的な企業誘致活動として、現在までの企業訪問件数は、在阪企業を中心に100件になる。市長をトップに積極的な企業訪問を行うとともに、好調な企業700社をピックアップし、企業アンケートを行っている。

また、県企業立地課及び都市銀行、地元の地方銀行等々とも連携をとり、進出意欲のある企業の情報収集に努めるとともに、橋本市、和歌山県、都市再生機構で構成する橋本隅田地区企業誘致促進協議会は、都市再生機構が保有する用地について年2回の定例会合以外にも情報交換や用地促進策など、協議・検討を行うため、必要に応じ開催しているとの報告があった。

本市の企業誘致対象用地は、土地開発公社が所有している神野々企業団地、都市再生機構所有の橋本隅田土地区画整理用地、JT用地、南海電鉄所有のあやの台商業ゾーン等である。神野々企業団地については、大和化成株式会社との契約が成立、また、今議会中にアトラック株式会社とも土地売買の契約が成立したところであります。また、一部は、紀北かわかみ農協資材センター用地として協議が進められている。

なお、都市インフラを含め、造成が完了している南海株式会社所有用地、及び土地開発公社所有地等についても、企業誘致を図るべく企業訪問に取り組んでいる。

委員会における主な意見は、企業誘致はス

ピードが要求される。本市の企業誘致用地の大半が未造成地であり、誘致活動については非常に厳しいと言わざるを得ない。企業は設備投資を行う余裕がない中であっても、社会経済の動向を見据え、いち早く対応したいとしている。将来を見据えている企業よりも、今すぐに移転用地が必要とする企業の比率が高い。都市再生機構が保有する用地の用途変更について地元地域の了解が得られるのか。都市再生機構用地の幹線道路について交通インフラの整備が喫緊の課題であることから、早急に整備するなど誘致活動に有利になるようにできないのか。住宅地域、工業専用地域の混在を避けるなど、誘致用地の価値を上げる努力をすること。優遇政策をさらに充実し、他自治体と比較した中で優位性を図ること。企業は都市インフラの整備が整った企業団地を望んでいることから、販売に拍車がかかるよう、用地の造成が完了した企業誘致用地とすべきである などであった。

本市は、交通アクセスの点においても優位なビジネス環境にある抜群のロケーションとは言えない状況にあり、将来的に京奈和自動車道、371号バイパスの完成により物流コストの削減、時間短縮につながるとしても、競争力が低いことは否めない。企業が進出を決める条件の第1位は交通インフラが整っているか、第2位が進出地において優秀な人材が確保できるか、第3位が優遇制度であることから明らかである。

しかしながら、大阪商業圏に近い地域的優位性、清らかで豊富な水資源など恵まれた地域資源や豊かな自然環境などを生かした誘致活動を展開するなど、さまざまな方策を用い、積極的な取り組みを要望する。

以上で本委員会の調査を終了し、報告とします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今の委員長報告をもって企業誘致対策調査特別委員会の調査を終了いたします。